

27 廃対第 70081 号

平成 28 年 1 月 25 日

一般社団法人香川県産業廃棄物協会

会長 脇 鎧一 殿

香川県環境森林部廃棄物対策課長

(公 印 省 略)

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明しました。

産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適正に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態です。

つきましては、産業廃棄物の処理にあたり、廃棄物処理法及び関係法令の遵守を徹底されるよう、貴会会員等関係者に対し、改めて周知いただくようお願いします。